

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日から 令和 8 年 8 月 27 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 420, 000 1, 936, 000	一括	484, 000	23, 099	7, 217
1	960, 000				
2	1, 460, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 藤井寺市林五丁目

地 番 3 4 4 番 5

地 目 宅地

地 積 1 0 4 . 8 4 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 藤井寺市林五丁目 3 4 4 番地 5

家屋 番号 3 4 4 番 5

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 5 7 . 6 3 平方メートル
2 階 4 0 . 2 2 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 浴室

構 造 木造スレートぶき平家建

床 面 積 7 . 2 3 平方メートル

(現況)

附属建物不存在



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 25 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 野 田 優 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 藤井寺市林五丁目

地 番	3 4 4 番 5
地 目	宅地
地 積	1 0 4. 8 4平方メートル

(現況)

地 目	宅地一部公衆用道路
-----	-----------

- 2 所 在 藤井寺市林五丁目 3 4 4 番地 5

家屋 番号	3 4 4 番 5
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき 2 階建
床 面 積	1 階 5 7. 6 3平方メートル 2 階 4 0. 2 2平方メートル

(附属建物)

符 号	1
種 類	浴室
構 造	木造スレートぶき平家建
床 面 積	7. 2 3平方メートル

(現況)

附属建物不存在



令和 8 年(ケ)第 28 号
令和 8 年 3 月 18 日受理
令和 年 月 日提出
8.4.27

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 藤井寺市林五丁目
 - 地 番 3 4 4 番 5
 - 地 目 宅地
 - 地 積 1 0 4 . 8 4 平方メートル

- 2 所 在 藤井寺市林五丁目 3 4 4 番地 5
 - 家屋 番号 3 4 4 番 5
 - 種 類 居宅
 - 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 - 床 面 積 1 階 5 7 . 6 3 平方メートル
2 階 4 0 . 2 2 平方メートル
 - (附属建物)
 - 符 号 1
 - 種 類 浴室
 - 構 造 木造スレートぶき平家建
 - 床 面 積 7 . 2 3 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	藤井寺市林5丁目6番2号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地一部公衆用道路（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☒ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： 附属建物は存在しない。 ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 なし
- (2) 郵便受けの表示 所有者以外の第三者の姓

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われるが、境界標を確認できなかった部分も存在したことから、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 目的土地の西側及び北側には通路負担部分がそれぞれ存在する。
- (5) 目的土地は344-4に比して、最大で約1.2m低い。
- (6) 目的土地を現地で検尺したところ、登記面積よりも大きいと思われる。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内は、以下の理由で空き家と思料される。
 - ア 所有者の、目的建物には誰も住んでいない旨の陳述の存在
 - イ 電気メーターが無計量であること
 - ウ ガスが閉栓されていること
 - エ 目的建物内には生活に必要な動産がほとんど存在しないこと
- (4) 目的建物の床は全体的にきしみとたわみがあった。また、外壁にはクラックが存在した。
- (5) 目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

建物図面（各階平面図）を参考に附属建物を探したが、目的土地内には附属建物は存在しなかった。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（3枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	目的建物には誰も住んでいません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月24日 12:40-12:55	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
8年3月24日 13:10-13:30	藤井寺市役所	道路等調査
8年3月24日 14:00-14:10	大阪法務局富田林支局	公図等調査
8年4月3日	執行官室	照会文書送付（所有者）
8年4月14日 13:40-15:00	物件所在地	解錠による立入調査（評価人帯同）
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

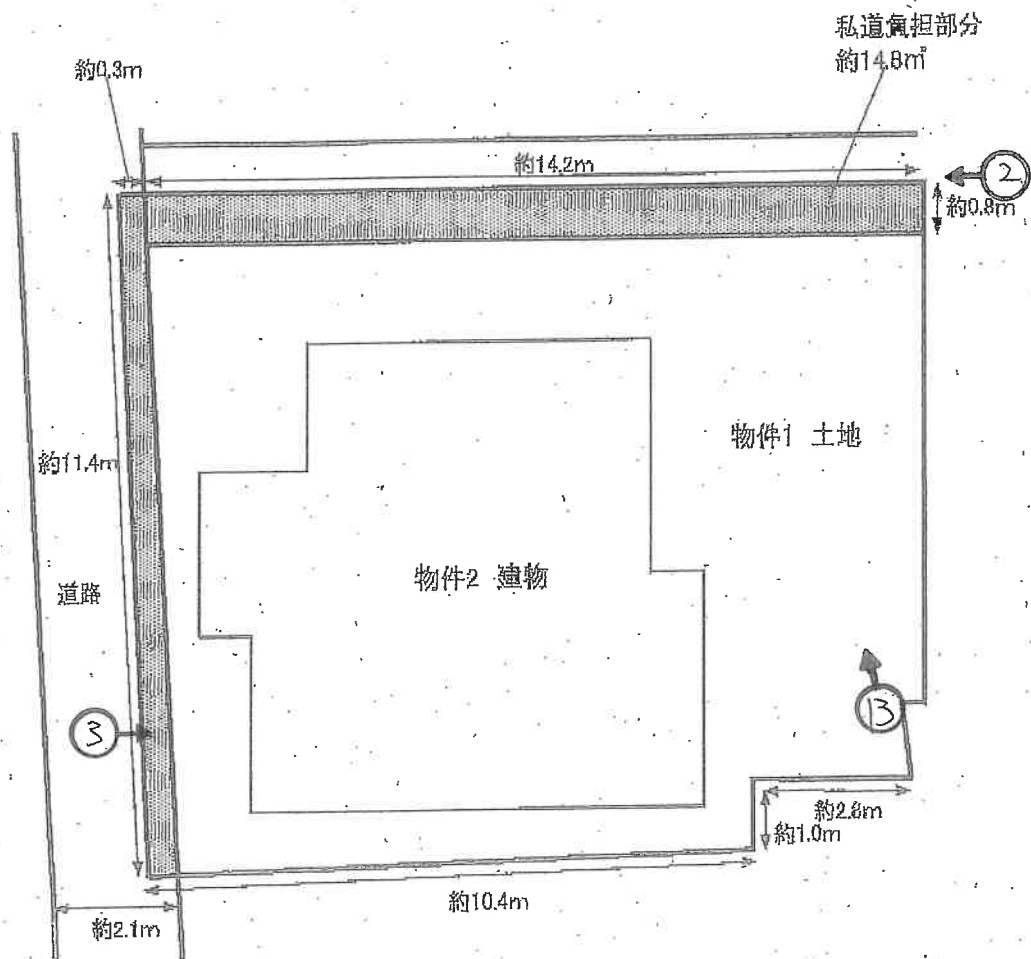
☒ 令和 8年 4月14日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(←○写真撮影場所・方向)

土地建物位置関係図(概略)

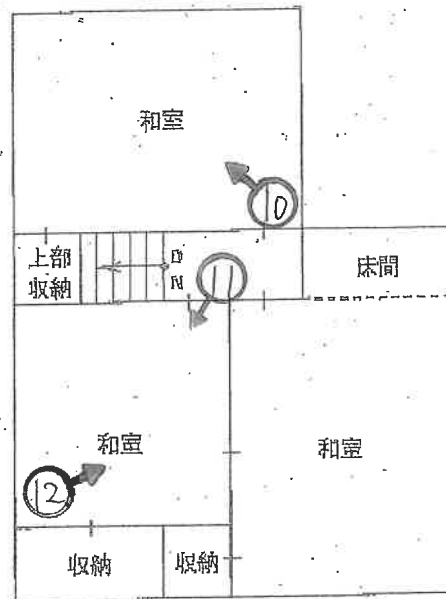
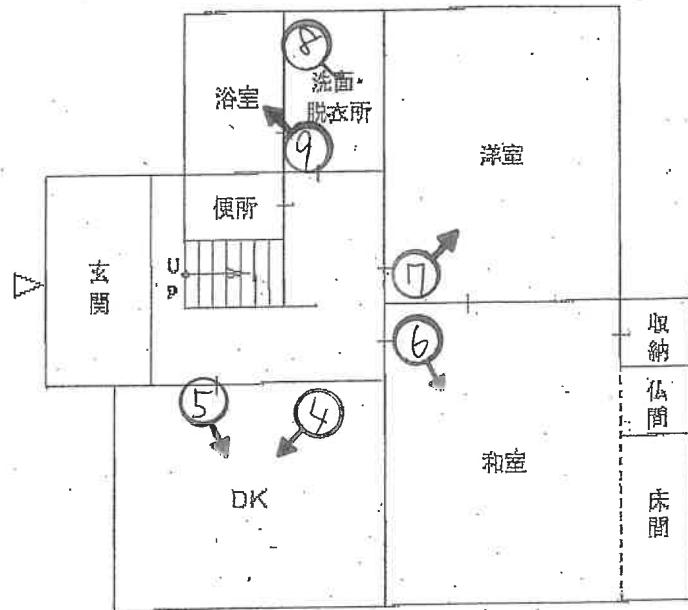


←→ は現地での概測値

令和8年(ケ)第28号事件

間取図(概略)

(○ 写真撮影場所・方向)



①道路負担部分

目的建物



②通路負担部分



③外壁のクラック



④



⑤



⑥



(// 枚目)

⑦



⑧



(12 枚目)

⑨



⑩



(13 枚目)

⑪



⑫



(4 枚目)

⑬ 附属建物が建っていたと推測される場所



令和8年（ケ）第28号
令和8年4月14日現地調査
令和8年4月30日評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

安松谷博之

履歴事項調査済

第1 評価額

一 括 価 格		
金 2,420,000 円		
内 訳 価 格		
物件1	金	960,000 円
物件2	金	1,460,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照。
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照。
番 号	特 記 事 項		
1	・合筆前の測量図は現況と大きく異なっている。建物図面や隣接地官民明示図面、藤井寺市地番図等を参考に現地概測を行ったところ、登記地積よりかなり大きいと思われる。 ・西側と北側で私道負担(概測約14.8㎡)していると思われる。 ・登記上の地目は「宅地」であるが、現況は「宅地一部公衆用道路」である。		
2	・附属建物符号1は滅失している。 ・新築年月日は不明である。増築部分(登記済)が現況建物の過半を占めるため、増築年を基準に査定する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	近鉄南大阪線 土師ノ里 駅 北方 道路距離 約420m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模住宅が密集する住宅地域。今後も当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考 慮 し な い 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	その他の規制	日影規制、宅地造成工事規制区域、周知の埋蔵文化財包蔵地、景観計画(金剛・生駒山系景観形成促進区域)、立地適正化計画(居住誘導区域)
画 地 条 件	規 模	90.04㎡
	形 状	やや不整形
	間 口 ・ 奥 行	間口約10.6m(西側)・奥行約14.2m
	高 低 差 等	ほぼ平坦
接面道路の状況 (右記「法」は建築基準法)	西 側	幅員約2.1m舗装市道(法42-2項道路)に概ね等高に接面
	北 側	幅員約1.6m舗装私道(法上の道路か否か未判定)に概ね等高に接面
	接 道 状 況	角地
土地の利用状況等	現 況	専用住宅の敷地
	東 側	住宅
	西 側	道路
	南 側	駐車場・住宅
	北 側	道路
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和39年・45年・62年の住宅地図、地元精通者への聴取調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	

特 記 事 項	・「画地条件」及び「接面道路の状況」は有効宅地部分についての記載である。 ・敷地境界が不明確であり、正確には専門家による調査、測量が必要である。 ・西側と北側で私道負担(概測約14.8㎡)していると思われる。 ・登記地積よりかなり大きいと思われる。但し、測量や境界確定に相当の費用を要するため、増価要因と認めない。 ・接面道路幅員が4m未満であるため、道路中心線から2mの後退(セットバック)が必要である。 ・敷地内の南側と東側に東側隣接地(347番12)に繋がる私設給水管が埋設されている。また、北側私道負担部分に北東側土地(347番14、347番11)に繋がる私設給水管が埋設されている。 ・北側私道負担部分に下水道(汚水)本管が埋設されている。 ・南側隣接地より最大で約1.2m低い。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載） 昭和51年月日不詳変更、増築 経過年数 50 年 経済的残存耐用年数 0 年	
仕 様	構 造	木造
	屋 根	かわらぶき
	外 壁	モルタルほか
	内 壁	クロス貼ほか
	天 井	クロス貼ほか
	床	タタミ・クッションフロアほか
	設 備	電気、ガス、給排水等
	そ の 他	なし
床面積（現況）	延 97.85㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居 宅
	間 取 り	5DK
品 等	下位	
保 守 管 理 の 状 態	経年相応の摩滅・老朽化が認められる。保守管理の状況は普通。	
建 物 の 利 用 状 況	所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	・附属建物符号1は滅失している。 ・外壁にクラックが見られる。 ・玄関扉のガラスが割れている。 ・全般的に床の軋みや撓みを感じられる。 ・登記面積を基にした有効宅地面積に対し、建蔽率を超過している。 ・新築時の建築確認は無い。増築時の建築確認はあるが、検査済証は無い。 ※アスベスト含有建材使用の可能性について 目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は低いものと思われる。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準面地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持分割合 エ	建付減価 オ	建付地価格 (円) カ(ア×イ×ウ×エ×オ) (千円未満四捨五入)
1 宅地部分	71,500	0.76	90.04	1/1	0.60	2,936,000
1 道路部分	71,500	0.05 道路価値率	14.8	1/1		53,000
合 計						2,989,000

ア 標準面地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 藤井寺(府)ー2

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準面地価格

$$99,600 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/101 \times 100/138 = 71,500 \text{ 円/㎡}$$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	※接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

※接面・方位:方位 1.01

◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.15	0.96	1.25	1.00	1.38

イ 個別格差:	※接面・方位	形状	セットバック	※その他	総合(相乗積)
	1.02	0.99	0.78	0.97	0.76

※接面・方位:角地 1.01, 方位 1.01 ※その他:私設給水管埋設 0.97, 縄伸び 1.00

ウ 地積:登記数量による。

オ 建付減価:建物の築後年数や損傷状態を考慮した。

② 物件2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延 床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分割合 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ (千円未満四捨五入)
2	160,000	97.85	0.03	1/1	470,000

ウ 現価率

経過年数 約50年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 40%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / (\text{経過年数} 50 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年})) \} \times (1 - 0.4) \approx 0.03$$

※観察減価は保守状況や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ (千円未満四捨五入)
1 のうち	2,936,000 (宅地部分)	0.55	法定地上権	1,615,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ-カ =キ (万円未満四捨五入)
1	2,989,000	-1,615,000		1.00	0.70	-	960,000
2	470,000	+1,615,000	1.00	1.00	0.70	0	1,460,000
一括価格 (合計)							2,420,000

ウ 占有減価率

本件の場合不要

エ 市場性修正率

本件の場合不要

オ 競売市場修正率

第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他控除減価

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価調査 藤井寺(府)－2

所 在 : 藤井寺市林3丁目236番80 「林3-11-6」
価 格 : 99,600円／㎡
位 置 : 近鉄南大阪線 土師ノ里 駅 北西方 約850m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 191㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 西4m市道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	4,536,531 円
物件2	893,977 円
附属建物	71,219 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

以 上

物 件 目 録

1 所 在 藤井寺市林五丁目
 地 番 3 4 4 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 0 4 . 8 4 平方メートル

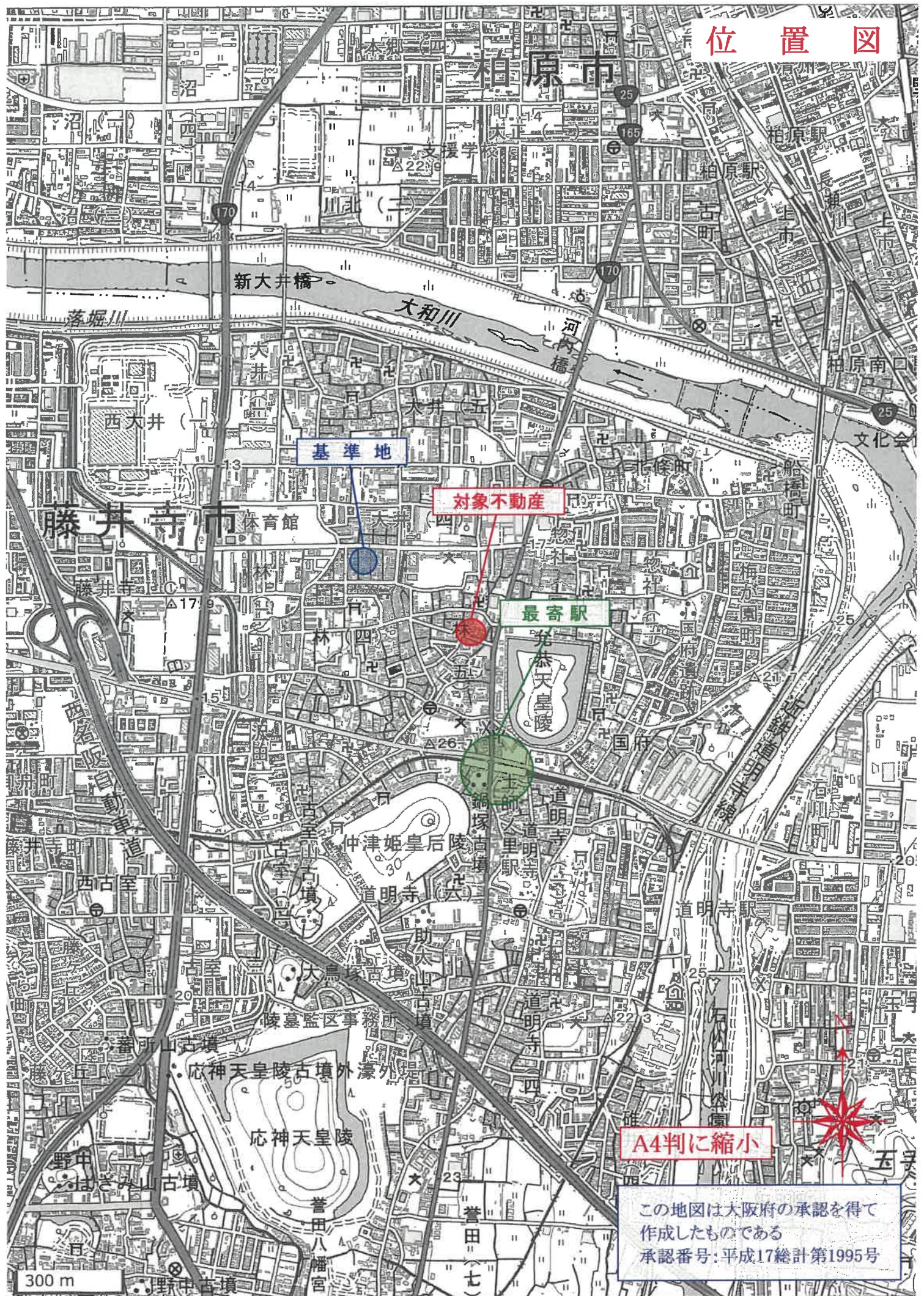
2 所 在 藤井寺市林五丁目 3 4 4 番地 5
 家屋 番号 3 4 4 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 5 7 . 6 3 平方メートル
 2 階 4 0 . 2 2 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 浴室
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 7 . 2 3 平方メートル



位置図

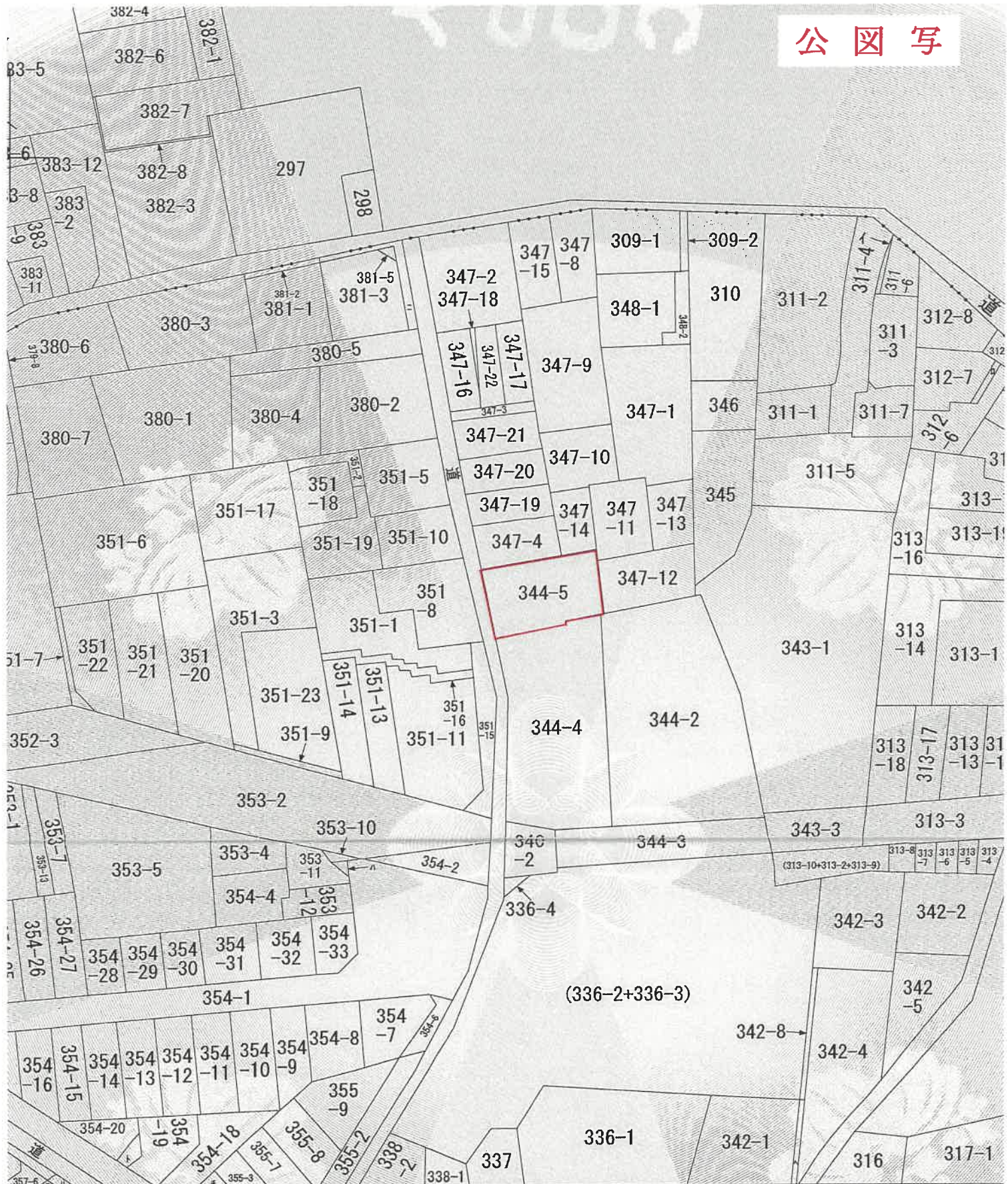


382-4

382-6

382-1

公 函 写



請 求 部 分	所 在	藤井寺市林五丁目				地 番	344番5	
出 力 尺 寸	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 又 は 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項



N

00666364

前344-4後・新

地積測量図

62.119

地番	344-4, -5
土地の所在	藤井寺市林5丁目

求積表

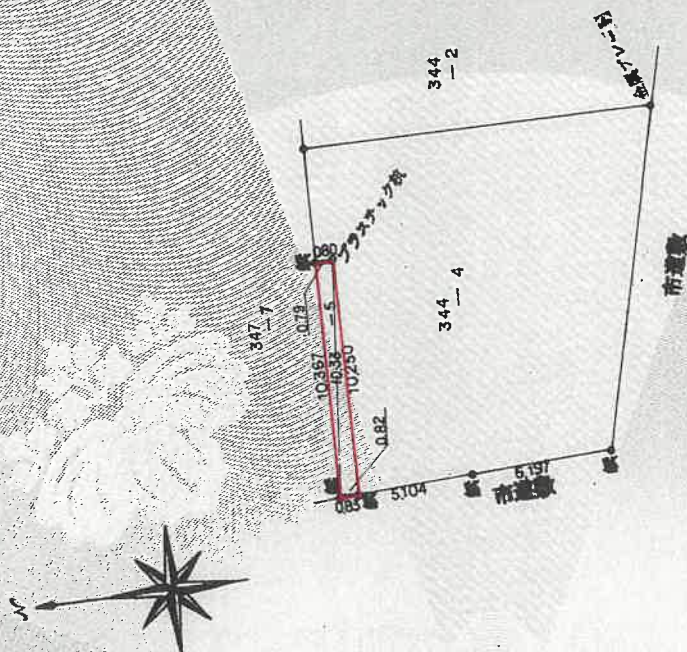
344-5	
$10.33 \times 0.79 =$	8.1607
$10.33 \times 0.82 =$	8.4706
	16.6313
	8.31565

地積 8.31 平方米

344-4 残地差引

$$142.14876 - 8.31565 = 133.83311$$

地積 133.83 平方米



作製者

2011年11月6日作成

申請人

縮尺

1/250

347-1 ~ 347-13

0066366

前347 (後) 新347-1 ~ 347-4 344-5 347-8 ~ 347-13

地積測量図

地番	地の所在
347-1, 347-2, 347-3, 347-4, 347-5, 347-6, 347-7, 347-8, 347-9, 347-10, 347-11, 347-12, 347-13	南河内郡美稜町林 347-1

藤井 幸

② $\frac{9.1 \times (4.9 + 4.2)}{2} = 41.40$

③ $\frac{8.5 \times (3.9 + 4.694)}{2} = 36.52$

④ $\frac{5.9 + 1.814 = 10.7026}{7.1 + 4.8 = 34.08}$
 $\frac{7.1 + 3.8 = 26.98}{4.4 + 0.3 = 1.32}$
 $\frac{13.0826}{36.54}$

⑤ $\frac{7.5 \times (3.3 + 3.1)}{2} = 24.00$

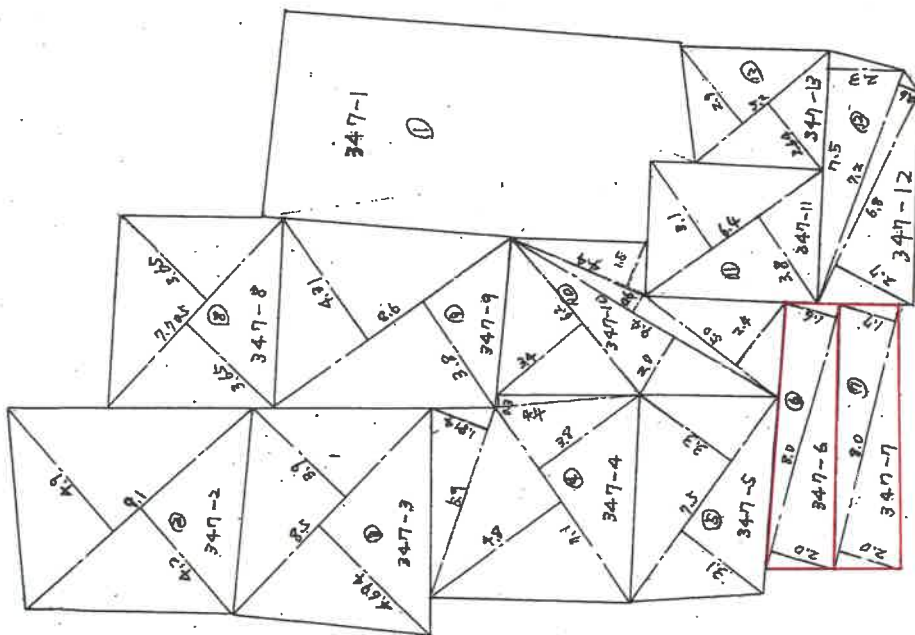
⑥ $\frac{8.0 \times (2.0 + 1.6)}{2} = 14.40$

⑦ $\frac{8.0 \times (2.0 + 1.7)}{2} = 14.80$

⑧ $\frac{6.4 \times (3.1 + 3.18)}{2} = 19.84$

⑨ $\frac{7.5 \times 2.3 = 17.25}{7.2 \times 0.6 = 4.32}$
 $\frac{6.8 \times 2.7 = 18.36}{39.93}$
 $\frac{19.96}{14.40}$

⑩ $\frac{5.2 \times (2.9 + 2.64)}{2} = 14.40$



昭和38年七月式四日

作製者

申請人

38.9.18

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300M

各階平面図

0570883

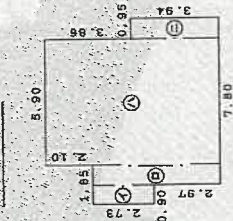
平成21年10月13日登記

建物図面

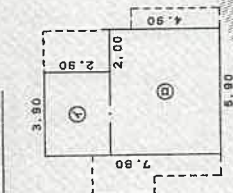
家屋番号 344番5

建物の所在 藤井寺市林5丁目344番地5

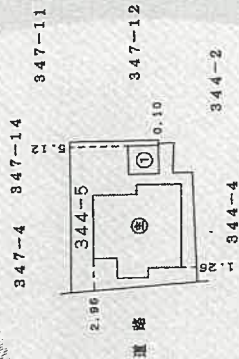
主たる建物1階



主たる建物2階



附属建物(符号1)



作製者

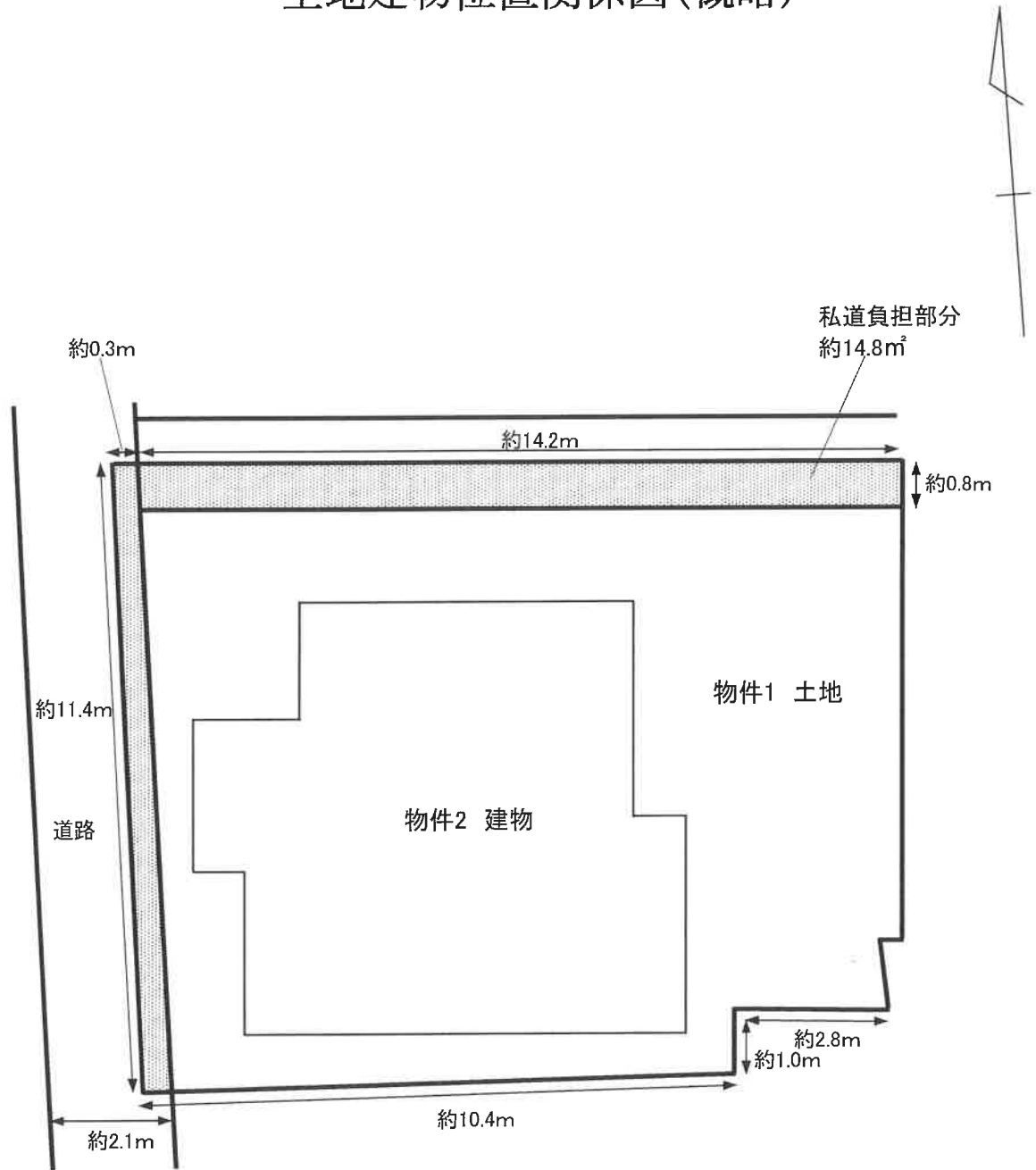
月 8 日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図(概略)



↔ は現地での概測値

間 取 図 (概 略)

